



(8) 乙は、被保険者本人に介護サービスを提供する事業所から、指定居宅支援等の事業に人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)に規定される個別サービス計画作成を目的として当該個人情報の提供を求められた場合、被保険者の同意を得た上で、その範囲の情報に限り提供することができることとする。

(9) 乙は、第8号の規定に基づき、個人情報を提供したときは、速やかに個人情報提供報告書を市長に提出することとする。

(情報提供の中止)

第4条 乙は、届出内容に変更が生じたとき及び事業所の閉鎖等により居宅介護支援、居宅サービス又は施設サービスの提供を終了するときは、速やかに市に届け出るものとする。甲は、乙がこの覚書に定める義務を履行しないときは、個人情報の提供を中止することができるものとする。

(有効期間)

第5条 この覚書の有効期間は、覚書交換の日から翌年の3月31日までとする。

2 乙は、有効期間の終了する日までに、甲に対し、引き続き個人情報の提供を希望する旨の書面を提出することにより、この覚書の有効期間を1年間延長することができるものとし、以後も同様とする。

(疑義の決定等)

第6条 この覚書の各項の解釈について疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(補則)

第7条 この覚書の交換を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

柏市柏五丁目10番1号

甲

柏市

柏市長 太田和美

乙

印